

0令和4年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（第10号）						
招 集 年 月 日	令和4年9月6日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和4年9月9日 午前10時10分		副議長	森 岡 勉	
	散 会	令和4年9月9日 午後 2時32分		副議長	森 岡 勉	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出 席 13名 欠 席 1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 谷 節 雄	○	8	山 口 和 幸	○
	2	岩 本 恭 典	○	9	永 井 英 治	○
	3	難 波 文 美	○	10	皆 越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋 本 誠	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	小 出 高 明	○	13	森 岡 勉	○
	7	豊 永 喜 一	○	14	徳 永 正 道	△
議事録署名議員	8番 山 口 和 幸 9番 永 井 英 治					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 丸 山 修 一					
地方自治法第121 条により説明のため出席した者の職 氏名 出 席 ○ 欠 席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	尾 鷹 一 範	○	教 育 長	米 良 隆 夫	○
	デジタル政策 審 議 監	中 野 裕 登	○	教育課長	山 口 宏 子	○
	総務課長	山 内 悟	○	高齢福祉 課 長	林 敬 一	○
	会 計 管 理 者	土 肥 克 也	○	健康推進 課 長	大 藪 哲 夫	○
	企画政策 課 長	荒 川 誠 一	○	農林振興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	財政課長	田 中 伸 明	○	商工観光 課長補佐	高 田 将 一	○
	税務課長	池 上 聖 吾	○	建設課長	酒 井 裕 次	○
	町民課長	山 口 和 久	○	上下水道 課長補佐	中 神 啓 介	○
	生活福祉 課 長	蓑 田 輝 幸	○	農業委員会 事務局長	高 田 真 之	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第10号）

日程第 1	議案第25号	川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託について
日程第 2	議案第26号	あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第27号	あさぎり町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第30号	訴えの提起について
日程第 5	議案第31号	令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第4号）について
日程第 6	議案第32号	令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 7	議案第33号	令和4年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 8	議案第34号	令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第 9	議案第35号	令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第10	認定第 1号	令和3年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について （提案理由の説明）
日程第11	認定第 2号	令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について （提案理由の説明）
日程第12	認定第 3号	令和3年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について （提案理由の説明）
日程第13	認定第 4号	令和3年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について （提案理由の説明）
日程第14	議案第36号	令和3年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について （提案理由の説明）
日程第15	議案第37号	令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について （提案理由の説明）
日程第16	認定第 5号	令和3年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について （提案理由の説明）
日程第17	認定第 6号	令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について （提案理由の説明）

本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第25号	川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託について
日程第 2	議案第26号	あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第27号	あさぎり町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第30号	訴えの提起について
日程第 5	議案第31号	令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第4号）について
日程第 6	議案第32号	令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 7	議案第33号	令和4年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 8	議案第34号	令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第 9	議案第35号	令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第3号）について

- 日程第 1 0 認定第 1 号 令和 3 年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第 1 1 認定第 2 号 令和 3 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第 1 2 認定第 3 号 令和 3 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第 1 3 認定第 4 号 令和 3 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第 1 4 議案第 3 6 号 令和 3 年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第 1 5 議案第 3 7 号 令和 3 年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第 1 6 認定第 5 号 令和 3 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第 1 7 認定第 6 号 令和 3 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)

午前 10 時 10 分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎副議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 2 5 号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第 1、議案第 2 5 号、川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第 2 5 号、川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託について提案いたします。提案理由を申し上げます。川辺川地区国営造成施設及び国営附帯県営事業造成施設の水利施設管理強化事業に関わる事務の委託について、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定による協議で、規約を定め、錦町へ委託することについて、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を経る必要があります。提案するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。それでは、議案第 2 4 号について御説明申し上げます。本年度、国営川辺川総合土地改良事業の完了に伴いまして、令和 5 年度から、川辺川土地改良、失礼いたしました、議案第 2 5 号について御説明を申し上げ、申し上げます。本年度、国営川辺川総合土地改良事業の完了に伴い、令和 5 年度から、川辺川土地改良区において、水利施設の管理運営業務が始まることになります。これに伴い、

国県への補助金の申請業務などを行う必要が生じますが、関係町村を代表して、錦町において、一括して行っていただくことになっております。このことで錦町と事務の委託契約を結ぶ必要が生じますが、関係市町村同文にて提案をさせていただくものとなります。次のページをお願いいたします。なお、施行期日は、来年度へ向けた準備等も生じるため、令和4年10月1日となっているところです。説明は以上となります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第26号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第2、議案第26号、あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第26号、あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは議案第26号につきまして御説明いたします。今回の改正につきましては育児休業の取得回数制限の緩和など、働きながら、育児がしやすい環境整備をする、進めるために、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして人事院規則に合わせ当町におけます、関係条例の一部を改正するものでございます。6ページの新旧対照表を御覧ください。右側の改正後案を御覧ください。第2条を第3号、アの括弧のアでは、非常勤職員の子の出生後、8週間以内の育児休業の取得要件の緩和措置を講じるものでございます。次の第2条第3号イでは、非常勤職員の子が、1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を講じるものでございます。7ページをお願いいたします。第2条の3、第3号では、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を講じるものでございます。9ページをお願いいたします。第2条の4では、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を講じるものでございます。11ページをお願いいたします。第3条の2は、人事院規則に合わせ、第2条の5

から移動し、追加改正するものでございます。第10条、第6号では、人事院規則に合わせ、育児休業等計画書を、育児短時間勤務計画書に改正するものでございます。5ページをお願いいたします。附則としましてこの条例は令和4年10月1日から施行するものとしております。経過措置としましてこの条例の施行日前に、育児休業等計画書を提出した職員に対する、この条例による改正前の第3条及び第10条の規定の適用につきましては、従前の例によるものとしております。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第27号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第3、議案第27号、あさぎり町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第27号、あさぎり町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。部落差別をはじめ、あらゆる差別解消に努め、地域の実情に応じた施策を講じるため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。それでは、議案第27号について御説明申し上げます。今回の一部改正につきましては、上位法の部落差別解消推進法や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律により、部落差別の文言を追記、また、国の責務を条例に反映させることが、今回の改正となっております。新旧対照表によって御説明を申し上げます。第1条の目的で、現行の町民の人権が真に尊重され、平和で明るいまちづくりに、国民に基本的人権の共有を保障し、から、もって、平和で明るい地域社会の実現に改めます。また、現行の第6条、委任を、第8条としまして、同条の前に、第7条調査の実施を加えることとします。また、現行第5条の啓発活動等の充実を、第6条としまして、第4条の次に第5条、相談体制の充実を加える改正となります。2ページをお願いいたします。最後に、附則でこの条例は公布の日から施行いたします。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに、失礼しました。失礼いたしました。もとい、議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎副議長(森岡 勉君) 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第30号

◎副議長(森岡 勉君) 日程第4、議案第30号、訴えの提起についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第30号、訴えの提起について提案いたします。提案理由を申し上げます。本件土地について、所有権移転登記手続請求に関する訴えの提起するにあたり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長(森岡 勉君) 山口町民課長。失礼しました教育課長。

●教育課長(山口 宏子さん) はい。それでは、議案第30号につきまして、御説明いたします。深田高山総合運動公園内には、民有地が存在しております。調査の結果、今回お示しします土地については、通常の所有権移転登記では、登記が難しいため、時効取得を原因とする所有権移転登記の手続を進めたいことを、土地名義人の相続人に御説明し、協力をお願いしましたところ、御理解を得たことから、本件土地について、所有権移転登記手続請求に関する訴えの提起をするものです。1、相手方、球磨郡あさぎり町深田、ここに記載しております土地名義人の相続人。2ページを御覧ください。以上、32名の方々とございます。1ページにお戻りください。2、訴えの趣旨、被告らは原告に対し、本件土地について、時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよとの判決を求める。3、訴えの概要。旧深田村は、昭和61年3月31日までに、本件土地及び本件土地の周辺一帯を、高山運動公園として整備し、公共施設として管理を開始したことによって、所有の意思を持って、本件土地の所有を開始し、以降、平穏かつ公然に本件土地の占有を継続したものである。そこで、土地の権利を継承したあさぎり町は、裁判所に対し、本件土地について取得時効を援用し、本件土地の所有権移転登記手続の請求の訴えを提起するものである。4、訴訟代理人、町長が委任したものである。この訴訟につきましては、行政としての事務的なミスによりまして、何ら不備のない方々を訴えることで、事務処理を行いますので、訴訟費用につきましては、今議会の補正予算に計上し、全額町が負担するものです。以上で説明を終わります。

◎副議長(森岡 勉君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎副議長(森岡 勉君) 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第31号

◎副議長(森岡 勉君) 日程第5、議案第31号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第4号について、を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第31号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第4号について提案いたします。令和4年度あさぎり町の一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億4,472万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億2,000万5,400円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長(森岡 勉君) 田中財政課長。

●財政課長(田中 伸明君) はい。それでは、議案第31号につきまして御説明申し上げます。2ページの続きを読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。第3条、地方債の変更は第3表地方債補正による。6ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正です。あさぎり中学校仮設校舎賃借の債務負担行為をお願いするものです。内容につきましては、担当課より御説明いたします。次のページをお願いいたします。第3表地方債補正です。今回6件の事業につきまして、限度額の補正をお願いしております。補正後の限度額を1億7,650万円追加するものです。詳細につきましては、担当課より御説明いたします。次10ページをお願いいたします。財政課所管分につきまして、御説明いたします。まず歳入からです。1番上の枠の目1、地方交付税ですが、今回の補正予算の財源調整により、普通交付税を追加するものです。次のページをお願いいたします。1番下の枠の目6、公共施設整備基金繰入金は、今回補正計上しております旧中学校施設除却事業の財源として、基金からの繰入れを行うものです。次のページをお願いいたします。2枠目の目1繰越金ですが、前年度繰越金の確定により、現予算との差額分を計上するものです。次の目4雑入の説明欄の上から四つ目、施設光熱水費は、貸付けを行っております。旧須恵中学校の電気料収入について、電気料金の値上げにより追加をするものです。次の枠の目1総務債節1、臨時財政対策債ですが、普通交付税から振替となる臨時財政対策債の、借入額の確定により予算との差額分を追加、減額するものです。14ページをお願いいたします。続きまして、歳出です。中ほどの目6財産管理費、節10、需用費ですが、施設の電気料の契約更新による電気料金の値上げに伴い、不足分を追加するものです。

一つ飛びまして節22償還金利子及び割引料ですが、旧須恵中学校グラウンド跡地、宅地分譲地の取得価格分につきまして、売買契約の解除に伴い、土地代金を返還するものです。次最下段の目6、目14基金費、節24積立金の財政調整基金積立金ですが、前年度繰越金の確定によりまして決算剰余金の2分の1を積み立てるものです。積立て額は3億3,010万8,229円となりまして、現予算との差額分を追加するものです。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは総務課所管分の説明申し上げます。11ページをお願いいたします。1枠目の目6消防費県補助金、節1、消防費補助金の球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金は、防災倉庫2基分につきまして当初予算ではこの球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金を予定しておりましたが、緊急防災減災事業債の対象となることから、財源組替えにより、減額補正するものでございます。次に、13ページをお願いいたします。目6、消防債、節1消防施設整備事業債は、歳出で説明いたします消防施設費の防火水槽新設に関する事業費につきまして、過疎債借り入れるように、増額補正するものでございます。その下節2、防災基盤整備事業債は、防災倉庫を2基分につきまして財源組替えとしまして緊急防災減災事業債の借入れにより、増額補正するものでございます。次に、歳出を説明いたします。14ページをお願いいたします。まず、今回の補正では給与費の補正としまして、一般職の給与費につきまして地方公務員等共済組合法の改正により、再任用職員及び、会計年度任用職員の健康保険が協会健保から熊本県市町村職員共済組合へ変更となることから、関連する、所管課の共済費の社会保険料を減額補正し、地方公務員共済組合負担金を増額補正するものでございます。また、人件費を計上する全ての科目において、所要額を補正するものであり、各科目での説明は省略させていただきます。特別会計におきましても同様に補正していることから、特別会計での給与費の各科目での説明は省略させていただきます。また、後ほど各課所管課において説明します時間外勤務手当などの会計年度任用職員、の給与費と合わせ、今回の補正の総額の補正後補正前の額は、25ページからの給与費明細に示すものでございます。それでは、総務課所管分を説明いたします。22ページをお願いいたします。一つ目の枠で目3消防施設費、節14工事請負費は、耐震性防火水槽新設工事、八幡工区の工事請負費を増額補正するものでございます。その下、目4防災管理費、節13、使用料及び賃借料の自治体防災広報アプリ使用料は、スマホなどのアプリ、あさぎりナビのメール配信システムのサポートが12月で終了することにより、新たに使用料を増額補正するものでございます。次に、給与費明細を説明申し上げます。25ページをお願いいたします。まず、特別職におきましては、今回の補正はございません。次に一般職の給与費について説明いたします。次の26ページをお願いいたします。一般職におきましては、関連する所管課で所要額を補正するものでございます。次、27ページをお願いいたします。会計年度任用職員におきましては勤務体制の確保のための増額として、新たに任用する職員の給与費を補正しております。今回の補正の総額は、各表の比較の欄に示すとおりであり、補正による補正後補正前の額は、各欄の格段のとおりでございます。次に28ページをお願いいたします。今回の補正の増減額の明細でございますが、今回の補正は、時間外手当などによるものであることから、その事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは、企画政策課所管分について説明いたします。10ページをお願いいたします。歳入です。二つ目の枠、目1総務費国庫補助金、節4地方創生臨時交付金ですが、生活応援給付金事業ほか6事業の歳入を計上しております。最下段の枠、目1総務費、県補助金、節1総務管理費補助金ですが、新型コロナウイルス感染対策事業で、入札支援システム、私立保育所等の給食費支援事業分の歳入を計上しております。次に、11ページをお願いいたします。三つ目の枠、目1、指定寄附金、節1指定寄附金ですが、令和4年、7月末時点の寄附金が、前年度と同時期と比較しまして、約2倍の額を受入れております。本年度の最終見込額として、前年度実績に、1.5倍を乗じました、約4億円を見込み、当初予算の差額分としまして、2億円を追加計上するものです。14ページをお願いいたします。次に、歳出です。三つ目の欄、目3、文書広報費、節12、委託料ですが、メール配信システムと、あさぎりナビのカテゴリーに相違があり、連携がとれていない部分を改修するものです。最下段の、目14基金費、節24積立金、説明のふるさと基金、積立金ですが、歳入で説明いたしました分の、積み立てるものです。15ページをお願いいたします。1番上の、目15、地域情報基盤整備推進事業費、

節10需用費ですが、難視聴対策としまして、あさぎり光を利用しまして、光を映像化し、地上デジタルテレビが、視聴できるようにする機器の購入費になります。三つ目の欄、目17、ふるさと寄附対策費、節7報償費ですが、ふるさと寄附御礼品としまして、歳入で増額計上いたしました

見込額に、送料、返礼品割合そん料を、乗じました額を計上しております。その下、節12、委託料ですが、ふるさと寄附特産品発送業務委託料、その下、ふるさと寄附一括代行委託料、ワンストップ特例申請書受付代行業務委託料ですが、寄附額を増額しましたので、必要経費を、増額計上するものです。最下段の欄、目23、生活応援給付金給付事業。節3、職員手当等は、担当1名分の時間外手当を計上しております。節10、需用費では、消耗品としまして、コピー用紙代、印刷製本費としまして、窓あき封筒6,000枚と、生活応援券1万4,700冊分となります。節11、役務費は、生活応援券と取引店への通知の、郵送料と、応援券、応援券換金手数料を計上しております。節12、委託料は、生活応援券、発送準備委託料としまして、宛名印刷、封筒、仕上げ作業など、経費を計上しております。節18、負担金補助及び交付金ですが、生活応援券、1万4,700人分を計上しております。以上で、企画政策分、企画政策課分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。それでは、町民課所管分の御説明申し上げます。まず歳入です。10ページをお願いいたします。2枠目、目1、節1、戸籍住民基本台帳費補助金、説明の個人番号カード交付事務費補助金は、歳出で説明いたします会計年度任用職員2名を任用するために必要な事業費に対する補助金で、10分の10の補助でございます。その下、節2社会保障税番号システム整備費補助金で、同じく歳出で説明します戸籍の広域交付に伴うシステム改修費が対象となり、10分の10の補助となります。3枠目、目1、節2、戸籍住民基本台帳費委託金で、中長期在留者居住地届出等の3年度までの実績により減額するものです。次に、歳出になります。15ページをお願いいたします。2段目、目16、節17備品購入費は、来年8月より、旅券の電子申請に対応するためのカードリーダーを購入するものです。16ページをお願いいたします。

2 枠目、目 1、報酬と、その下、節 3 職員手当等の説明会計年度職員期末手当、またその下、節 4 共済費、その下、節 8、費用弁償は、会計年度任用職員、2 名分の人件費、人件費等を計上しております。2 行目の節 3 職員手当等の説明。時間外勤務手当は、日曜日にマイナンバー交付事務の臨時開庁に伴うものです。節 1 1、役務費は、マイナンバーカードの出張申請時に対応する本人確認、受け取り郵便の郵送料を計上しております。今説明しました歳出分が、歳入の、個人番号カード交付事務費補助金の対象となるものです。節 1 2 委託料は、戸籍の交付、広域交付に対応するためのシステム改修費を計上しております。同じく歳入の社会保障税番号システム整備費補助金の対象となるものです。最後に、節 1 7 備品購入費は、証明書が 2 枚以上となった場合に使用する契印閉じ機を購入するもので、臨時交付金を活用するものです。以上で、町民課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 蓼田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓼田 輝幸君） それでは、生活福祉課所管分の補正予算について説明をさせていただきます。10 ページをお願いいたします。歳入でございます。4 枠目、目 2、民生費県補助金の節 1 社会福祉総務費補助金でございますが、において、民生委員児童委員の活動が増加することを見込み、当初の活動費補助金と同等額を追加補助されるもので、民生委員協議会活動費補助金として受け入れるものでございます。11 ページをお願いいたします。2 枠目、目 5 民生費県委託金の節 1 障害者福祉委託金でございますが、国が実施します、生活のしづらさなどに関する調査に対します、あさぎり町の調査地区分を委託金として受け入れるものでございます。12 ページをお願いいたします。3 枠目、節 1、雑入の説明の中ほど、子供のための教育保育給付費国庫負担金精算金から、養育医療費、県負担金精算金は、それぞれの事業の令和 3 年度事業、事業の実績によります国、県の精算金を、受け入れるものでございます。16 ページをお願いいたします。歳出となります。3 枠目、目 1 社会福祉総務費の節 1 8 負担金補助及び交付金は、民生委員児童委員、協議会に対する追加補助でございます。17 ページをお願いいたします。1 枠目、目 4 障害者福祉費、節 1 2 委託料は、国が実施します、生活のしづらさなどに関する調査の調査員委託料となります。その下、目 7、社会福祉施設費、節 1 4 の工事請負費は、ヘルシーランドの高圧電流を引込みます高圧ケーブルと、負荷開閉器につきまして、部品の交換工事を行うものでございます。その下、節 1 7 備品購入費につきましては、ヘルシーランドに設置しております監視カメラでございますが、経年劣化によりまして、動作しない状態となっているため、新しく備品購入するものでございます。2 枠目、目 1 児童福祉総務費、節 1 8 負担金補助及び交付金は、物価高騰対策として、県の交付金を活用し、令和 4 年度分の保育園、認定こども園の毎月の給食費に対し、対しまして、10%の補助を行うものでございます。その下、節 2 2 償還金利子及び割引料は、各事業の令和 3 年度実績によりまして、国、県に対し、負担金や補助金を返還するものでございます。18 ページ、をお願いいたします。1 枠目、目 1 救護施設費、総務費の節 8 旅費につきましては、救護施設在り方検討委員会において、救護施設の今後の在り方について協議を行っておりますが、公設民営について、にて運営している施設の視察研修分の旅費として 3 名分を計上するものでございます。目 2 救護施設事業費でございますが、九州電力の割引対応が終了することによる電気料の増額に対応するため、各事業において中止となった部分の不用額を減額し、電気料に充てるものでございます。以上、生活福祉課所管分の説明、説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） それでは、高齢福祉課所管分について御説明いたします。12ページをお願いいたします。歳入でございます。最上段の目1特別会計繰入金、節2介護保険特別会計繰入金でございますが、令和3年度介護保険事業特別会計決算により、事業費が確定いたしましたので、介護給付費負担金、及び、地域支援事業負担金、一般事務費分の町負担返還分を一般会計へ繰り入れるものでございます。3枠目の目4雑入、節1雑入の、一行目と2行目、低所得者保険料軽減負担金精算金につきましては、介護保険料の低所得者に対する軽減強化が図られておりますが、3年度決算によります、国、県の精算金でございます。国が2分の1、県、町が4分の1の負担率となっております。17ページをお願いいたします。歳出になります。最上段、前ページからの続きで、目2老人福祉費、節22、償還金利子及び割引料の介護保険低所得者対策事業、県補助金返還金でございます。これは、低所得者で、生活が困窮しておられる方に対して、介護サービスの利用促進を図るために、介護サービスを提供する社会福祉法人等が実施する、利用者負担、利用者負担額減免措置事業へ交付された補助金を精算し、県へ返還するものでございます。その下の節27、繰出金でございますが、歳入で説明しました低所得者保険料軽減事業の国、県の精算金に合わせまして、町負担、町負担分を加えた額を介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。以上で、高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。それでは、農林振興課所管分について御説明を申し上げます。歳入になります。最上段の目4農林水産事業費県補助金の土地利用型農業支援事業補助金は、中山間地域で活躍をし、複合経営における機械導入により、作業効率や労働の平準化と、規模拡大を目指すものに対する県の補助金で、事業費の2分の1を受け入れるものになります。次に、最下段の枠目9、林業振興基金繰入金は、2名の林業従事者から林業機械等の導入申請がありましたので、65万8,000円を繰り入れるものです。次のページをお願いいたします。3段目の枠、目4雑入の上から3行目、薬草加工場光熱水費につきましては、電気料の値上げによる薬草合同会社負担分の増額分となります。次に、19ページをお願いいたします。歳出になります。目8、水田農業経営確立対策事業費の土地利用型農業を支援事業補助金は、歳入で説明をいたしました1件の農業団体に対し支出をするものです。次の目9農業施設管理費の電気料は、所管する二つの施設の契約電気料の値上げに対する増額分を計上したものです。次に目10畜産事業費、節18負担金補助及び交付金の畜産経営継続支援金は、新型コロナウイルス感染症の感染症や、世界情勢の影響により、高騰する配合飼料により、経営が逼迫している畜産農家に対して経営の継続を支援するものとなります。次に、目12、農業振興地域整備促進事業費の節12委託料につきましては、農業振興地域における全体見直しについて、次回、令和6年度に実施をすることにしておりますが、本調査を踏まえ、2年間で、基礎調査と整備計画の策定及び県との協議を行うための業務委託となります。次に、目16農地費、節10需用費及び15原材料費につきましては、農業用施設における軽微な修繕か所が数件発生したため、増額をお願いするものです。また、節18負担金補助及び交付金の熊本県農業農村整備事業推進交付金は、幸野溝土地改良区に、おきまして実施される、農業農村整備事業における、負担分となります。次に、最下段、目1、林業総務費の節8旅費につきましては、尾鷹町長が会長となる熊本県水源造林協議会が主催する、研修会参加に伴う1名分の旅費となります。次のペ

ージをお願いいたします。上段の枠、目2 林業振興費、節18 負担金補助及び交付金の、特用林産物施設化推進事業補助金と、林業従事者育成促進事業、補助金は、ともに、林業振興基金を活用した事業で、それぞれウッドチップと、刈り払い機購入における、2名の方への補助金と、なります。次の森林山村多面的機能発揮対策事業負担金は、荒廃が進む竹林の保安全管理や資源を活用するための活動組織に対して支援されるもので、追加申請のあった者に対し、あさぎり町放置竹林再生協議会に対し支援を行うものとなります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 高田商工観光課長補佐。

●商工観光課長補佐（高田 将一君） はい。それでは、商工観光課所管分について説明いたします。20ページになります。歳出です。2枠目、目1 商工総務費、節11 役務費登記手数料は、公有財産取得後の所有権移転登記手数料を計上しております。節12 委託料、土地鑑定委託料は、産業用地分筆に伴う残地分の鑑定委託を行い、誘致に備えるものです。その下の学生応援プロジェクトは、昨年、一昨年に続き、町内出身の大学生を初めとしました約300人に対する生活支援として計上しております。節16 公有財産購入費は、商工コミュニティーセンター前、私有地の取得費を計上しております。続きまして、目2、商工施設費、節12、需用費、電気料は、大規模契約割引の終了に伴い不足見込額を計上しております。節13 使用料及び賃借料は、商工観光課の移転に伴い、コピー使用料が大幅に増加したことにより、不足見込額を計上しております。3枠目、観光費、節12 委託料、樹木特殊伐採委託料は、谷水薬師参道及び本道周辺の立ち木の枯れ枝や、枯木の参拝者への枝打ち、倒木による危険防止のために、特殊伐採剪定費用を計上しております。節17 備品購入費は、ビハ公園キャンプ場でのいたずらや夜間の無断使用などによる防犯対策として、防犯カメラを購入するものです。次のページをお願いします。1枠目、目1 定住促進費、節4 共済費は、会計年度任用職員の健康保険の移行に伴うものです。商工観光課所管分につきましては、以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。12ページをお願いいたします。歳入でございますが、最下段の枠で、目5 土木債、節2 河川債につきましては、鹿本側の河川改修工事を、歳入で計上してございますが、その財源としまして、緊急自然災害防止対策事業債を充てるものです。21ページをお願いいたします。歳出でございますが、2枠目の目1 土木総務費、節18 負担金補助及び交付金につきましては、耐震化支援事業になりますが、申請状況により、補正を行うものでありまして、耐震改修工事への補助では、当初4件分を計上しておりましたが、6件の申請見込みとなりましたので不足分を増減するものです。次の枠の目2、道路維持費、節13、使用料及び賃借料につきましては、皆越地区の立野線で路肩が沈下しているか所におきまして、通行を確保するための敷鉄板のリース料になります。当該か所におきましては、法面の地滑り対策を国と協議しているところではありますが、コロナ禍の影響もありまして、査定決定に時間を要しておりますので、工事の発注が遅れていることで、リース期間を年度末まで延長するものです。次の枠の目2、河川改修費、節14 工事請負費につきましては、岡本川の河川改修になりますが、護岸のブロックが起き上がり、倒壊の恐れがありますので、改修工事を行うものです。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） それでは、教育課所管分について御説明を申し上げます。6ページをお願いします。第2表、債務負担行為補正です。あさぎり中学校仮設校舎賃借は、あさぎり中学校長寿命化改修事業によりまして、教室が長期間使用出来ないため、仮設校舎を令和4年度から設置予定です。令和5年度分を債務負担行為としてお願いするものです。限度額は記載のとおりです。次に、歳入をお願いします。10ページを御覧ください。2枠目、2段目、目6、教育費国庫補助金、節1学校施設環境改善交付金は、あさぎり中学校技術室空調設置工事費への国庫補助金です。11ページをお願いします。最後の枠、2段目、目8、学校教育施設整備基金繰入金は、あさぎり中学校長寿命化改修事業の財源として繰り入れるものです。12ページをお願いします。最後の枠です。1枠目、目1、総務債、節2総務施設除却事業債は、旧深田中学校体育館の解体に伴います設計調査委託分に充てるため、合併特例債を財源として借入れを行うものです。13ページをお願いします。1枠目の2段目、目7教育債、節1学校施設整備事業債は、あさぎり中学校仮設校舎設置賃借、技術室空調設置工事分に充てるため、合併特例債を財源として借入れを行うものです。14ページをお願いします。歳出になります。4段目、目6財産管理費、節12委託料は、旧深田中学校体育館解体の設計及びアスベスト調査委託料を計上しております。22ページをお願いします。2枠目、1段目、目2事務局費節10需用費、消耗品費は、新型コロナウイルス感染防止対策としまして、町内小・中学校職員の新型コロナウイルス抗原検査キットを購入するものです。3段目、目4教職員住宅費、節10需用費、修繕料は、教職員住宅の突発的な修繕対応として、予定しておりました予算が不足するために、増額計上するものです。最後の枠です。目1学校管理費、節8旅費費用弁償は、令和3年度に支払うべき学校薬剤師への費用弁償が未払いになっておりましたので、令和4年度におきまして、支出させていただくものです。23ページをお願いします。1枠目、目1学校管理費、節13使用料及び賃借料は、あさぎり中学校長寿命化改修事業に伴います仮設校舎の賃借料になります。長寿命化改修工事に伴いまして、教室が長期間使用出来ないため、円滑な学校経営と安定した学びの場を保障するため、設置するものです。その下、工事請負費は、あさぎり中学校技術室の空調設置工事費となります。2枠目、2段目、目2公民館費、節7報償費講師謝金は、現在、町内小学校三、四年生を対象に行っておりますあさぎり未来塾の講師謝金が不足するため、増額計上するものです。24ページをお願いします。1枠目、目2体育施設費、節12委託料、用地取得業務委託料は、深田高山総合運動公園内の土地所有権移転登記手続請求訴訟に関する業務委託料になります。以上で、教育課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 会議の途中でございますけれども、ここで暫時10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時18分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。説明の追加説明。ございませんか。ありませんね。それでは提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 2点、お伺いします。ページの14から伺いますが深田中学校の体育館の解

体。

◎副議長（森岡 勉君） マイクを近づけて。

○議員（１２番 溝口 峰男君） すいません、中学校、中学校体育館の解体の設計委託。今、校舎を解体していますよね。教育課長、ね。ほいで思うには、私はこのやり方っちゃうのは、というのはもう、近くにある建物をです。こんなに別々にやるということよりは、私は同時にですよ、解体したほうが、私は非常に経費の削減につながると思うとですよ。ばらばらに、同じ敷地内の建物、実際、やっぱりそういうことでなくして、例えば今、岡原も、解体の計画があるんだと思うんですよ中学校、あそこは庁舎ですよね。しかし、その隣はまた給食センターもあるとですよ。やっぱり経費を削減するためにはどうしたらいいかというようなこと。当然考えていけば、相当な財政負担が、少なく済んだな、なるんじゃないのかなと私は、思うとですけども、全くそういう考えは、なくて、もう一つ一つと。今回はそういうふうになってますけれども、今後もそういうやり方でいかれるんですかね。それが１点と、２０ページの土地鑑定委託は、出てますが、これの説明を先ほどいただきましたけど、この目的ですね。可能性があるから、分筆するための、鑑定委託料とかというお話でもありましたが、目的があるんですか。可能性が。売却、それから利用の。伺いたいと。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） 旧深田中学校の解体と、体育館の解体っていうところ、のお尋ねだと思いますけれども。旧深田地区体育館につきましては、まず、令和３年度において、譲与を推進していくというところがありまして、その後、４月からは、コロナワクチンの接種に使われておりました。で、コロナワクチン接種会場も移動しまして、それによりまして、今後、設計をして、解体を進めていくと。いうことになっております。深田地区の体育館のほうも老朽化した雨漏り等、ございますので、今、今後、解体を進めていくというところであります。

◎副議長（森岡 勉君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、今溝口議員のほうから御指摘がありましたように、今後はやはり、そういう、同時に、解体等が可能であれば、やはり同時にやっていくと、というようなところで、今後検討していきたいというふうに思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 高田商工観光課長補佐。

●商工観光課長補佐（高田 将一君） はい、産業用地に関してですが、現在用地の中に行政の方が１件入っておられます。で、面積、筆は入ってらっしゃる、工場建物部分だけになってまして周りを含めたところがまだ一筆のままになっておりますので、今回分筆をしまして、鑑定をしっかりとしまして購入のされるというようなお話は聞いているところで。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質問ありませんか。１１番、小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） １点お伺いいたします。ページは１９ページでございまして、畜産経営継続支援金についてお尋ねいたします。これはですね非常に畜産農家としてもありがたい支援金だと思っておりますけど、この支援金がですね配合飼料におきます価格高騰緊急対策事業でですね、通常補填と、異常補填金をですね、入れて、それからまた今回の支援金を、交付したときにですね、配合飼料が高騰しておりますけど、

その中にどれぐらいの割合で、占めるのかなというふうになんかあるわけで、この三つの支援をしたときにですね、果たして高騰分を補い切れるのかどうか。要綱等を見ましたときに、酪農の場合、成牛に2万円とか、1万円とかありますが、その部分において、十分な支援金となりうるか、その辺のところに対する試算というのはございますか。それから、今後ですね続けてお尋ねいたしますけど、今回は畜産の経営継続の支援金でございまして、この冬場になりますと、施設園芸等の加温器代、ボイラー等ですね、燃油の高騰に対する非常な問題も発生してくるものと推察しております。またほかにも、商工業においてもそういうことでございまして、燃料とか資料と、それから物価の高騰につきまして、予測し得なかった事態が、今年度だけで終わるのではなくて一応この要綱は令和5年の3月31日、令和4年ですね。5年の3月31日までとなっておりますけど、その後、いろんな状態が出てきた場合に、この財政の見通し、財源の見通しについて、ローリングする必要があるのか、それはもう、また財政課長のほうに伺いたいと思うんですけど。以上の2点について、お尋ねいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。まずは、今回の畜産経営継続支援金についての中身の話、のお尋ねですが、これの算定についてはですね、議員おっしゃられたように、国のまずは国のセーフティーネット。通常基金から、あと、それから異常基金というのがございまして、その基金の額の算定というのは、基準、基準輸入原料価格というのが、原料5品目、トウモロコシ、こうりゃん、大豆油かす、大麦、小麦。これの1年間の当該四半期直前、1年間の平均輸入価格。それから、平均輸入原料価格。これの差額でですね、算定をされることになっております。それでちなみにですが、本年度4月から6月におきましては、通常基金からの補填と、それから異常基金からの補填金、合わせて9,000、1トン当たり、9,800円ということで算定がなされているところです。で、以前、資料をもとにですね、御説明を申し上げ、挙げておりましたが、肉用牛、それから乳用牛、豚、鶏、ともにですね、一応目安となる年間の給与量。食べる量ですね、それを算定いたしまして、補填金とは別に、配合飼料の価格の高騰ですね、差額、というものを、今年の4月、の金額で、一応、1トン当たりの1万9,145円というところで、仮に算定をして、しまして、それで御説明を申し上げております。その後ですね、かなり、まだ高騰も進んでおりまして、確かにこの、国の補填金が来たとしても、到底、賄えるものではないと、畜産農家に対する、今回の影響というのがですね、賄い切れるものではないというふうに考えております。それとあわせて、この家畜の飼養に関してはですね、動力光熱費、などもあわせて、今回の金額を設定させていただいておりまして、特に影響の大きかったもの、大きいものが、肉用牛、それから酪農、乳用牛ですね。それに対しましては、1頭当たりの2万円というところで設定をさせていただいているところです。それから、要綱に関しまして、確かに本年度の措置と支援ということでですね、要綱自体は、今年度末、来年の令和5年の3月31日までということで設定をしておりますが、そこにつきましてはですね、予算の関係もありますので、できるだけの支援をしたいということで、今回のこういった要綱の中身ということで支援をしたいということでですね、予算を計上したところであります。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい、まずあの、原油価格それから物価高騰対策ですね今後の対策の財源という

ことですが、基本的には国の財政支援の動きを見ながら、町として取り組んでいくということになるかと思います。今朝の新聞報道で、物価高予備費、3兆円強という見出しがございました。地方自治体が、物価高騰対策に充てるために確保した1兆円に加え、地方創生臨時交付金を新たに6,000億円追加すると。これによって、価格高騰への支援を重点的に進めるという、政府の報道がなされておりますので、こういった国からの財源を活用してですね、町のできることの対策をとっていくことになるかと考えております。それから2点目の、このような物価高騰対策を盛り込んだ、財政計画のローリングが必要ではないかという御質問ですが、あさぎり町におきましては中期財政計画ということで、毎年度ローリングを見直して、財政中期の財政計画を立てております。通常ローリングの見直しにおきましては、今後の経常的な経費、それから、計画的に進めている投資的な、大きな事業ですね、そういった経費について、年度間の調整を図るために、ローリングをして、財源の調整を図っているということですが、今回のような、物価高騰対策、非常に大きな臨時的な経費を必要とする場合、はたしてこのローリングにですね、今後盛り込んでいくというのは、なかなかこう難しい事業費の算定とかも含めてですね、なかなかこう難しいのではないかとというふうに、考えております。で、先ほど申しましたように、国からの交付金の状況を見ながら、そのときの財政状況をですね、収支状況を加味して、年度年度で取り組んでいくことになるのかなと。国からの支援を超えて、範囲を超えて支援を、町独自で行う場合には、最後は財政調整基金等もですね、蓄えもございますので、その他基金等の活用も加味しながら、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。すいませんちょっと漏らしておりましたので、追加的に申し上げます。本日の農業新聞にですね記事が出ておりましたが、酪農経営緊急支援へということで、乳牛の飼養頭数に応じた交付金による支援を検討され、されると。いうふうに、国のほうでですね、言われているような記事です。それから、配合飼料対策についてもですね、この配合飼料と申しますのが、前年度の同時期の、との対比ということになるものですから、だんだんこう、高いものとの比較ということに結果的にはなってきてですね、その差額というのが少なくなるんですね。そういったところも、国のほうで検討を今後されるということだろうと思います。ですので、そういった状況も踏まえながらですね、また財政的なものも、財政課とも協議をしながら、町としてできるだけの支援をしていきたいというふうに考えているところです。

◎副議長（森岡 勉君） 10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 9番皆越です。20ページにですね、学生応援プロジェクト委託料というのが、商工観光課で掲げてあります。昨年の上程は6月でございました。今年は9月に上程されております。その見解と、300名というようなあ、人数ですけども、その把握についてはいかががされておられますでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 高田商工観光課長補佐。

●商工観光課長補佐（高田 将一君） はいまず1点目ですね、9月になりました件についてですが、当初もう少し早く予定をしておまして、内容を大幅に増やそうかというところで検討はしておりましたが、生活応援券とか、そちらのほうの事業もありますので、内容を精査した結果、例年どおりと、昨年どおりで行こうとい

うことになりましたので、今回の計上となっております。それと、もう1点、300人の把握ですが、これは現在1学年大体150人ぐらい、中学生、いると思いますが、そのうちの約3分の1、50人の生徒さんが、進学をされているのではというこれは、中学校とも話をしまして大体50人ぐらいではというところで数字を出しております。その大学生の4年間と、その上の大学院の2年間、合わせまして6年間の50人の6年分ということで300人というところで、推計をしております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、今説明いただきましたけども、昨年度ですね、頂かなかったという事例がありますので、私もどういった形で把握されておられるのかなあとそのところを懸念いたしましたので、漏れがないようにというかですね、そういうことで対応していただきたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 高田商工観光課長補佐。

●商工観光課長補佐（高田 将一君） はい、学生の皆さんへの周知の方法についてですが、町のホームページ、それから広報紙、それと、くま川鉄道沿線の各駅へのチラシの配布、それと、各高校へ周知の依頼をしているところでございます。したがっていただかなかったというお声がありますが、今年もこの内容をですね、もう一度検討しまして、よりたくさんの生徒の皆さんに、情報が伝わるように努力したいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 分かりました。令和3年度ですね主な施策の成果報告書の中にもいただいていたというようなことで記載されておりますので、多くの人にそういうPRをしていただきたいと思います。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに。7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 22ページの小学校費、学校管理費の中で、費用弁償でですね、薬剤師の費用弁償を、未払いだったというような説明がございましたけれども、小学校における薬剤師の役割と、もうほかにそういった事例がないのか、あるいは再発防止策はどういうふうに立てられているのかを、お尋ねいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。まず、学校薬剤師の内容ですけれども、照度の学校の照度の調査、明るさですね。あとや、薬物乱用の講演、あと、空気の調査等を、学校保健法に基づいて行っておりまして。今回のことがありまして、ほかにも、ないかということで、調査しましたけれども、ほかにはもうございませんでした。再発防止でいうところで、各学校に月ごとに予算の執行状況を、複数人で確認すると。またチェックシート等も活用して、執行漏れがないようにすると。費用弁償の性格からいきますと、もう早急に支払うということが原則でありますので、当日または翌日にきちんと処理を行うということを、全学校に通知しましたところであります。

◎副議長（森岡 勉君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい費用弁償というようなことでですね、迅速な対応をですねとっていただいて、ぜひこういう事例が発生しないように、チェック体制も厳しくやっていただければというふうに思います。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 担当課は違うかもしれませんが、商工観光課にお尋ねいたします。20ページで、樹木の特殊伐採委託料187万4,000円の計上がございました。ここは、谷水薬師、ということで、周辺ということで間違いないでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 高田商工観光課長補佐。

●商工観光課長補佐（高田 将一君） はい、特殊伐採の予定につきましては、谷水薬師の山道。それから、本道の周辺というふうになっております。

◎副議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。玄関口といいますか、谷水薬師に行くほうのというところをですね、伐採。以前からお願いをしておりましたので、あそこがきれいになるということは良いことだと思うんですが、この谷水薬師はですね、裏のほう通りましたら馬場通りに、通るように、昔からなっていたと聞いております。その馬場通りのほうが、令和2年の豪雨で非常にこう崖が崩れたり非常に荒れた状態になっておりまして、そこがまだ手つかずだということで住民の方からよく意見を伺っておりまして、その辺までですね、整備をするという、計画はどのようになっているのでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今お尋ねのところの場所は私もよく分かるんですが、すいません、そういうところちょっと把握してなかったもんですから、そこはまた確認しまして、山林のほうの災害、復旧になるか。建設課のほうの範疇になるか、確認をしてみたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） だと思ったんですけれども、観光ということでですね、以前からあさぎり町の観光資源はこの谷水薬師そして馬場通りもですね、上地区時代からの非常に美しい場所ということでしたので、ぜひともそちらのほうもですね、しっかりと調査をいただいて、これからの観光資源の観光資源づくりをですね進めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。ほかに質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 2点お尋ねをいたします。まず、15ページのふるさと寄附対策費でございますが、担当課の御努力、あるいは、いろんな諸般の事情、状況によりまして、ふるさと寄附の実績が伸びておるということで、大変喜ばしいことだと思いますが、この対策費のですね、財源、今回のケースでいきますと、1億3,456万8,000円。全ての一般財源となっておるんですが、これちょっと私は常々ずっと思ってたんですけど、対策費に関して寄附金からのですよ、充当は出来ないものか。と申しますが、これ極論ですけど、本町の財政規模よりももっと小さい、自治体さんなんかがですね、多額の寄附金を受け取られるケースもあります。そういった場合に、今回の件数でいきますと、今度の補正で2億7,000万ほどの対策費が必要になってくるんですけど、その分を一般財源から持ち出すということですよ。一般財源を、ある意味ですね、ちょっと窮屈になるというか、そういうことで、制度的には可能なんじゃないかなと私はそういう理解をずっとしてるんですがうちの条例上はですね、事業費のほうにしか充てられないというふうになんか、ふるさと寄

附の条例がそういうつくりになってるようですが、ちょっとこの付近があの実際経費が4割を超えるぐらいですね、結果的に今、必要になってきていると思うんですが、それは制度の趣旨からいってその対策費に、寄附のほうから、具体的な基金のほうからですね、充てても、制度的に、何か逸脱することじゃないんじゃないかなというふうに思っております。その点について一点お考えというか、お尋ねをしたいと思います。もう1点がですね22ページですが、これは昨日もちょっと申し上げておるんですけどこの本会議の場でちょっと確認の意味で申し上げたいと思いますが、消防施設費の今回のケースで、全て過疎債、起債対象、起債で対応いただいてますが、これは本来計画的な水利等施設等の計画をつくっていただくと。国庫補助対象になる事業なんですよね。いろんな諸事情があると思いますけど、ぜひ消防施設、水利計画等の中で、補助事業に該当するような、年度年度間の調整をいただいてですね是非補助対象事業で、そして残りを起債対象とするような、そういう本来の姿をですね是非今後やっていただいだけ、ないだろうかというかそうすべきではないだろうかとは私思っておりますので、その点についてもお尋ねをしたいと思います。以上、よろしくお願いします。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい、1点目の御質問ですけれども、一応ですねふるさと寄附金につきましては、寄附者のですね意向といいますか、使途について、どういったものに使って下さいという、ことでいただいておりますので、今の時点ではですね、そういった事業のほうに使わせていただいている状況です。今後ですね寄附金をですね、この返礼品等に充てられるか、こちらについてはですね、少し勉強させていただいてですね、そのような対策ができればですね、検討していきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、消防施設の防火水槽の新設の件につきましてですが、今回は、1か所ということで、補助の対象事業にはなっておりません。ただこれが、2か所を整備する場合は補助に対象となるということでございますが、今回ももともとはですね、2基で計画をしておるところでしたけれども、1か所につきましては、私有地、そうそういうものもございましてなかなかこう相談が、うまくまとまらなかったと。いうところでございます。今後はですね計画的に防火水槽の設置か所もそういうものもですね、候補地を事前に予定しながら、なるべく補助事業に乗るように、整備を進めていきたいというふうに思います。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり、可決されました。

日程第6 議案第32号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第6、議案第32号、令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第32号、令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第2号について提案いたします。令和4年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万飛び9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200飛び5万9,970、失礼しました。20、200億。失礼しました。200飛び5億9。あれ、失礼しました。20億5,997万1,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、引き続き、読ませて、お読みさせていただきたいと思います。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、会計年度任用職員の社会保険料を、地方公務員共済組合負担金に組み変えることと、国保のシステム改修費の補正をお願いするものです。7ページをお願いいたします。歳入です。1番上の枠の目1保険給付費等交付金の特別調整交付金の増額は、歳出で御説明いたしますシステム改修費に係る分として増額するものです。8ページをお願いいたします。はい。会計年度任用職員分につきましては説明を省略させていただきます。1番上の枠の目1、一般管理費、節12、委託料のシステム改修委託料のうち、4万4,000円につきましては、健康保険法施行規則等の一部改正により、限度額認定書等の性別の記載を削除することになりましたので、そのためのシステム改修費分の増額をしております。をお願いするものです。以上、健康推進課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） 税務課所管分の説明をいたします。7ページをお願いいたします。まず、歳入になります。国民健康保険法の改正により、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児1人当たりの国民健康保険税の均等割額について、5割の軽減が、令和4年4月1日から施行されております。1枠目の目1、健康保険給付費等交付金、節2、保険給付費等、交付金、特別交付金は、法改正に伴う未就学児均等割額負担金交付申請システムの改修費に対する交付、特別調整交付金分として、20万9,000円のうち16万5,000円の交付金になります。次に歳出になります。次のページをお願いいたします。1枠目の目1一般管理費、節12委託料は、先ほど、歳入で説明いたしました、法改正に伴うシステムの改修委託料になります。20万9,000円のうち、16万5,000円になります。調整こう、すいません、普通調整交付金の申請が、翌年の2月頃でございますので、それに間に合わせるための改修になります。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あり

ませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎副議長(森岡 勉君) 起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第33号

◎副議長(森岡 勉君) 日程第7、議案第33号。令和4年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第33号、令和4年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号について提案いたします。令和4年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,267万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億飛び733万7,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長(森岡 勉君) 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長(林 敬一君) それでは、議案第33号について御説明いたします。第2項から読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正の内容は、令和3年度の介護保険特別会計の決算に伴いまして、計上するものが主なものとなっております。7ページをお願いいたします。歳入でございます。1枠目、目4低所得者保険料軽減繰入金、節1低所得者保険料軽減繰入金につきましては、一般会計の一般会計の繰出金で説明しました、国、県、町の精算金を受け入れるものでございます。2枠目、目1、繰越金、節1、繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金でございます。8ページをお願いいたします。歳出になります。2枠目、目1、第1号被保険者還付加算金、節22償還金利子及び割引料、第1号被保険者還付金につきましては、現時点で還付金額が見込みより多く、今後の執行予算が不足することが見込まれるため、追加計上をお願いするものでございます。その下の目2償還金、節22、償還金利子及び割引料、介護給付費負担金返還金の増額は、令和3年度の介護給付の事業実績に基づき、国、県へ返還するものでございます。次の地域支援事業交付金返還金の増額につきましても、国、県への返還、その下の支払基金、交付、交付金、返還金は、支払い基金へ返還するものでございます。3枠目、目1、一般会計繰出金、節27繰出金につきましては、介護給付費などの精算した町負担分を一般会計へ返還するものでございます。以上で説明を終わります。

◎副議長(森岡 勉君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎副議長（森岡 勉君） 討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第34号を採決します。本、失礼しました。議案第33号を採決します。本案は、原案のとおり採決することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） ここで暫時休憩いたします。午後は、13時30分より、開催いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時30分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 議案第34号

◎副議長（森岡 勉君） 日程、第8、議案第34号、令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第34号、令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算第3号について提案いたします。第1条令和8年度あさぎり町水道事業会計の補正予算第3号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、議案第34号について御説明いたします。まず、2ページ目、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和4年度あさぎり町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款水道事業費用、補正前の額、3億8,639万5,000円。補正額168万2,000円。計3億8,807万7,000円。第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額、4,480万5,000円。補正額34万1,000円。計4,514万6,000円。詳細につきましては、11ページをお願いいたします。補正予算第3号説明書の収益的支出でございます。1目、原水及び浄水費、節1手当等、時間外手当につきましては、7月の大雨によるろ過池の能力低下時に、配水地への給水業務や、ろ過池の砂あげ作業等の復旧作業を休日に行っており、当初予算で見込んでおりました緊急時対応の予算では、今後の緊急時対応や休日遵守、休日巡視の予算が不足しますので、計上しております。その下、2目配水及び給水費、節10、賃借料、機械借上料につきましても、7月の大雨の給水作業や、砂あげにダンプトラックをリースしておりますが、特に給水作業で4日間にわたり、ダンプトラックをリースしたことで、今後、毎月予定している、緩速ろ過地の砂あげ作業に使用するダンプトラックのリース料が確保出来なくなったことから、補正を行うものです。節のその下、節11、動力費、水道施設電気料は、大規模契約割引特約契約を交わしておりましたが、このたび、割引適用がなくなりましたので、補正を行うものです。ページを戻りまして、4ページをお願いします。キャッシュフロー計算

書でございます。下から3行目の資金増加額、3,598万4,000円。最下段の、資金期末残高、6億303万2,000円となる見込みでございます。5ページをお願いします。このページから7ページにかけては、給与費明細となっておりますので、御覧いただきたいと思います。8ページをお願いします。このページから10ページにかけては、令和4年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。このページ、資産の部、最下段の資産合計額と、10ページの最下段、負債資本合計額は、ともに51億8,433万2,154円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認め、認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第35号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第9、議案第35号、令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第3号についてを議題とします。提案の理由説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第35号、平成4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第3号について提案いたします。第1条令和4年度あさぎり町下水道事業会計の補正予算第3号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、議案第35号について御説明いたします。まず、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和4年度あさぎり町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款下水道事業収益、補正前の額、6億2,096万4,000円。補正額、1,000円。計6億2,096万5,000円。支出。第1款下水道事業費用、補正前の額、6億71万5,000円。補正額19万3,000円、計6億90万8,000円。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2億5,908万9,000円を、9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額942万7,000円。当年度分、損益勘定留保資金1億9,204万9,000円。引継金4,350万6,000円。当年度利益剰余金1,410万

7,000円で補填するものと、補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。3ページをお願いします。支出第1款資本的支出、補正前の額、4億5,155万円。補正額220万円。計4億5,375万円。第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額、3,090万5,000円。補正額19万3,000円。計3,109万8,000円。詳細につきましては、13ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。2目過年度損益修正益、節1過年度損益修正益、令和3年度確定消費税申告時修正分として計上をいたしております。14ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出でございます。4目、総係費、節2、手当等、職員の住居手当1名分を計上しております。15ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出でございます。1目污水管渠建設費、節19工事請負費。免田地区の舗装工事費、1か所分を計上しております。予定か所におきましては、過年度に下水道管布設を行っておりますが、舗装の傷みも激しく、段差や陥没か所等もあり、通行に危険、通行に危険な状態にあることから、今回補正予算の計上をいたしております。次に7ページをお願いします。令和4年度あさぎり町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額、3,791万7,000円の減。最下段の資金期末残高、6,489万5,000円となる見込みでございます。8ページをお願いします。このページから10ページにかけましては、給与費明細になります。後ほど御覧いただきたいと思います。11ページをお願いします。令和4年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。資産の部、このページの1番右下から2段目の資産合計と、12ページ、最下段の負債資本合計はともに、105億9,503万7,586円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第10 認定第1号～日程第17 認定第6号

◎副議長（森岡 勉君） 次に、日程第10、いや、認定第1号、令和3年度あさぎり町一般会計予算、一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、認定第4号、令和3年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、議案第36号、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてから、日程第15、議案第37号、令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、及び、日程第16、認定第5号、令和3年度、球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、認定第6号、令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳

入歳出決算の認定についてまでを、決算に関連がありますので、一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（尾鷹 一範君） 令和3年度の決算認定について提案いたします。認定第1号、令和3年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について。認定第2号、令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、第3号、令和3年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和3年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第36号、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、議案第37号、令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、認定第5号、令和3年度球磨郡障害認定審査基準特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、あさぎり町監査委員の決算審査意見書をつけて提出し、議会の認定に付するものでございます。どうか審議の上、認定をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） ここで決算審査に当たられました園田孝幸代表監査委員に審査結果の報告を求めます。園田代表監査委員。

- 代表監査委員（園田 孝幸君） 皆さんこんにちは。代表監査委員の園田でございます。よろしくお願いいたします。皆様、皆様方には日頃よりあさぎり町発展のため御尽力なされていることに対しまして、心より敬意を表します。また、令和3年度におきましても、新型コロナウイルス感染症対策及びその関連施策対応と。

◎副議長（森岡 勉君） 代表監査委員。マスクはお取りいただいて、はい。

- 代表監査委員（園田 孝幸君） また令和3年度におきましても、新型コロナウイルス感染症対策及びその関連施策対応と、昨年に引き続き、困難な事案に対応されましたことを重ねて感謝申し上げます。さて、決算審査は、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものであり、加賀山監査委員とともに協力しながら審査を行ってきたところでございます。それでは決算審査意見書について御手元の資料に基づいて説明を申し上げます。審査に当たりましては、1円単位まで審査しているところでございますが、説明に当たりましては、万円単位での説明とさせていただきます。なお皆様御存じのことと思いますが、令和3年度の決算は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症と、令和2年7月豪雨災害により、例年になく、歳入・歳出となっております。前年度比の数値は、例年決算審査での数値と大きく違っておりますことをあらかじめ申し上げます。まず、2ページを御覧いただきます。審査の対象としたものが、①の1の一般会計と、2から6までの5つの特別会計でございます。項目の2番から4番までの審査期間、審査場所、審査要領を記載しておりますけれども、省略させていただきます。5番目の決算概要について御説明申し上げます。一般会計及び特別会計ごとの予算決算額に対する比率を示しているのが第1表であります。続きまして一般会計の決算状況についてであります。4ページの第2表のとおり、令和3年度歳入額につきましては、151億6,188万円。歳出総額が143億1,315万円で、差引き残額が8億4,873万円と、前年度比が歳入で約4億4,400万円、歳出で約8,300万円の増加、差引き残では約3億8,800万円の減少となっております。このうち、1億8,852万円が翌年度へ繰り越すべき財源となるため、実質収支額は6億6,021万円の黒字とな

っております。各年度別決算の推移も同じ第2表に示しているとおり、実質収支は、昨年度より少なくなっておりますが、元年度と比べますと5,000万円ほどの増となっております。一般会計の歳入を示しているのが5ページの第3表です。歳入合計は、1番下の段で、予算額、予算現額が156億6,540万円。調定額が155億3,295万円。収入済額が151億6,170万円となっております。また、収入未済額は3億6,797万円。不納欠損額が308万円となっております。6ページの第4表を説明いたします。単独事業など自由な活動ができる財源として自主財源があるわけですが、本町の自主財源比率は前年より大きく多くなり、36.2%となっております。昨年度に比べ、繰入金は13億8,462万円、寄附金は5,115万円。繰越金が5億9,120万円。諸収入が9,357万円、町税が6,550万円。財産収入が1,995万円。分担金負担金が390万円と増加しております。自主財源比率は、繰入金繰越金諸収入は、前年より大きく増えたため、13.9%増え、36.2%であります。増加理由の主な理由としましては、繰入金は、財政調整繰入金の増額、使途不明金、使途明確化のため、特定目的基金への積立てを行ったため、繰越金については、2年度の混乱と、豪雨災害の各事業に、国県からの手厚い財政措置がされたため、諸収入は、学校給食費の公会計化により、学校給食費が加わったためなどが、理由として挙げられております。依存財源の主な状況は前年に比べて、国庫支出金がマイナスの13億9,351万円。県支出金が1億3,000、マイナスの1億3,957万円。町債がマイナスの4億6,620万円とそれぞれ減少し、地方交付税がプラスの1億7,524万円。地方消費税交付金がプラスの2,629万円と増加しております。これは先ほど申しましたように、令和2年度のコロナ災害関連の決算が影響していると思われます。町税の収納状況を、第7ページの第5表に示しております。調定額は13億9,297万円で、前年度の13億4,041万より5,256万円ほど増収し、収入済額は13億1,170万円で、前年度の12億4,620万円より、6,550万円ほど増収しております。徴収率は、予算現額に対しまして103.6%、調定額に対して94.2%となっております。不納欠損額につきましては前年度に比べ85万円の減少、未収入、収入未済額については、1,279万円の減少となっております。過去5年における町税の収納状況を8ページの第6表で見ますと、令和2年度を除き、平成29年度より毎年収入額は上昇しております。不納欠損額は、令和2年度より減少し、徴収率は過去5年間で最高の94.2%となっております。第7表が町税における収入未済額の前年度との比較であり、収入未済額は大きく減少しております。第9ページの、第8表と第9表が保育料、公営住宅使用料の収納状況を示したものであります。次に、10ページの第10表の一般会計における歳出の状況であります。令和3年度の一般会計歳出決算は143億1,315万円で、執行率は98.3%と、前年と同じ執行割合となっております。また、支出済額は前年度に比べ、8億3,270万円増加しております。構成比を見ますと、総務費が28.1%と高く、民生費、これは社会福祉、国民健康保険、介護保険料等がありますけれども、25.7%。ほか、公債費が8.8%、土木費が8.7%、教育費が7.1%、農林水産業費が5.7%などとなっております。歳出決算の推移は、11ページの第11表のとおり、過去5年間ほどほぼ同程度の執行率であります。令和3年度も、新型コロナウイルス感染症と、豪雨災害の影響で、翌年度繰越しが多くなっております。歳出決算額を性質別に前年度と比較したのは12ページの第12表であります。義務的経費は52億6,456万円で、前年度と比較しまして、9.7%、4億7,128万円の増加となっております。歳出総額に占める割合は36.8%と前年度に比べ0.

8%ほど、0.8ポイントほど増加しております。主な理由としましては子育て世帯への臨時特別給付金とか、新型コロナウイルス感染症対策として、実施した各種扶助費の給付事業の増と思われます。投資的経費は14億3,045万円で、前年度と比較しまして21.9%、3億3,978万円と大きく減少しております。主な原因は普通建設費事業、補助事業、単独事業の減少です。各事業の減少の理由の主な点としましては、ふれあい福祉センター、商工コミュニティーセンター改修事業との大規模事業の終了、コロナ災害復旧により、資材や労働力不足により繰越し事業が行ったためであります。その他経費は76億1,813万円で、前年に比べて11.1%、7億6,120万円の増加となっております。主な原因は積立金の増加であります。積立金の増加理由の主な原因としましては、財政調整基金の使途明確化、収支差額、減債基金を初めとした各種特定目的基金への積立てを行ったためであります。債務負担行為の状況及び町債の状況については、13ページから15ページの第13表14表のとおりであります。町債は、災害復旧費と土木費を除き、前年度より減少しております。続きまして、16ページの第15表、国民健康保険特別会計の決算についてであります。歳入額21億4,809万円、歳出総額20億8,581万円で、差引き額は6億2,285万円となっております。国民健康保険税の収納状況は、17ページの第16表のとおり、調定額4億3,804万円、収入済額4億5万円で、徴収率は91.3%です。収入未済額は3,199万円、不納欠損額は599万円であります。過去5年の収納状況の推移につきましては、第17表に、示しているとおりであり、年々徴収率は向上しております。18ページの第18表の歳出、決算を見ますと、予定現額20億9,425万円に対して支出済額20億8,581万円で、執行率は99.6%であります。歳出の構成比を見ますと、保険給付費が69.6%、医療給付費が20.1%、後期高齢者支援金等が5.8%などとなっております。後期高齢者医療特別会計決算は、第18ページ、第19表のとおり、歳入額が2億1,563万円、歳出額は2億1,227万円で、歳入歳出差引き額は335万円となっております。介護保険特別会計の決算状況が、第19ページの20表で、歳入総額20億8,428万円、歳出総額が、19億8,931万円で、歳入差引き、歳入歳出差引き額は9,497万円となっております。20ページ第21表の介護保険料の収入状況を見てみますと、前年度に比べ、収入未済額が減少しております。球磨郡障害認定審査特別事業、審査事業特別会計及び球磨郡介護認定審査特別事業特別会計、審査特別事業特別会計の決算状況が、20ページから21ページの第23表24表に、奨学金の積立て状況が25表に示しております。次に22ページの基金の運用状況であります。大部分が基金の積立て利息や国債売却益によるもので、増減につきましては第26表のとおりであります。まちづくり基金2億円は、主に、総務課、行政区、支所、企画財政課、地域づくり、通信基盤、商工観光課、観光、教育課、生涯学習、高齢福祉課、敬老会老人クラブ、町民課、環境衛生で実施したまちづくりに関する事業の財源として取崩しを行っております。ふるさと基金1億3,000万円は、農業施設機械整備事業補助金2,216万円。社協運営補助金4,401万円、学校ICT機器リース料1,288万円、環境整備資金資材等事業1,000万円、防犯対策事業1,400万円などとして取崩しを行っております。産業活性化基金2,088万円は、主に農業支援センター運営費1,300万円。商工業振興補助金470万円など、との財源として取崩しを行っております。財政調整基金の使途明確化による、多目的基金への積立てとして、減債基金9億8,400万円。産業活性化基金3億円、公共施設整備基金1億600万円、学校教育施設整備基金、5,700万円の取崩しを行っております。

特別会計の繰入れ状況が23ページの第28表であり、4億8,987万円の繰入れを一般会計から行っております。各種財政指標を示したものが、23ページの第29表であります。財政力指数につきましては、本年度は0.224で、僅かに減少しております。なお令和2年度における全国類似団体の財政力指数の平均値は0.34となっております。経常収支比率につきましては、70%から80%程度に分布するのが望ましいとされておりますが、当町では84.1%となっております。同じく令和2年度の決算における全国の類似団体の平均値は89.4%となっております。実質収支比率は一般的に3%から5%程度が望ましいとされているところではありますが、10%となっております。どちらの比率も前年度より改善しているように見えますが、これは地方交付税が増えたためであり、依然として厳しい状況であると言えます。財産管理状況についてであります。公有財産のうち、普通財産は、宅地が、旧須恵中学校グラウンドの売却で900.33平米の減少。建物が、旧深田保健センターの解体で403平米の減少。及び、深田地区体育館の行政区財産からの異動で993で、差引き590平米増加しています。行政財産では、建物が、竹野団地の解体、138.2平米と星原団地スロープの増設、38.94の差引99.26平米の減少。深田地区体育館の用途廃止に伴う普通財産への移動で933平米減少し、合計で1,092.26平米減少しております。それでは審査の結果と意見について述べてまいりたいと思います。審査に付された、令和3年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されており、その形成計数は、関係諸表帳簿その他証憑書類と照合し、また担当職員の質問等により審査をした結果、適法かつ適正に処理されているものと認められました。財産に関しての在庫品についても、例月現金出納検査を通じまして、定期的に関係帳簿と照合し、適正に、管理されていることを確認しております。決算に関する総括的な意見は次のとおりであります。一般会計に関しましては、一般会計の歳入の8.7%を占める町税の徴収率は94.2%と前年よりよくなっております。これは、税務課の皆さんの効率的かつ緻密な努力の結果と思われます。不納欠損額は前年度より15万円減少して、299万円です。ただし、依然として高額な滞納案件や徴収困難な案件が存在することから、今後とも引き続き徴収努力をし、負担の公平性を確保するようにお願いいたします。まだ、昨年も申し上げましたが、令和2、3年度におきましては、コロナ禍の影響で、従前実施した事業予算をやむを得ず見送ったり変更したものが、相当数、ありますし、これから発生すると思われます。しかし、その結果を漠然と流すのではなく、見送ったり変更した事業予算が、住民サービスに大きな影響がなかったことを見極めていただき、ほかの事業や予算に振替られないかの検討を十分に検討していただきますことをお願いいたします。特別会計に関しては、いずれの特別会計についても黒字となっておりますが、分担金及び負担金で運営している球磨郡障害者認定特別、認定審査事業及び球磨郡介護認定審査事業の特別会計以外については、不納欠損や収入未済があり、徴収努力でさらなる健全な運営となるよう努めていただきたいと思います。なお、一般会計特別会計とも各課の税金や料金等の回収に当たっては、引き続き債権回収対策連絡会議での検討など、全庁を挙げての対応をお願いいたします。財政構造に関しては、さきに述べましたとおり、本町の自主財源比率は36.2%と、まだ低い水準にあります。町民税、寄附金は伸びているものの、行政水準を維持するため、優先順位を考慮した規律ある財政運営に努めていただきたいと思います。財政分析です。財政の弾力性を示す経常収支比率については、本年度84.1%であります。前年度の87.5%より3.

4%好転しておりますが、これは分母となる地方交付税の増加が主な要因であると考えられます。歳出総額は、新型コロナウイルス感染症及び豪雨災害が原因と考えられ、大きく増加しております。今後、経常一般財源が大きく好転することは望めないため、財政の硬直化が進み、経常収支比率は高くなっていくことが予想されます。なお、地方交付税につきましては、マイナンバーの普及割合も今後影響してくるとされておりますので、マイナンバーの普及施策を全庁挙げて取り組むことが必要と思われます。可能であれば、各種補助金等の交付先にも普及率を上げる協力を求めるなど、いろいろな施策が出来ないか、ぜひ御考慮願います。財政力指数については0.224で、ここ数年同様な数字で推移しています。行政、行財政改革等の取組を通じまして財政基盤の強化に努めていただきたいと思います。基金の運用についてですが、保有状況については第30表のとおり、書、証憑帳簿との照合を行い、いずれも基金、いずれも基金も適正に管理運用されていると認められましたので、今後とも適正な管理運用をお願いいたします。以上が一般会計特別会計に関する決算審査の状況と総括的な意見であります。続きまして、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計決算について御報告いたします。1の審査対象から4の審査要領につきましてはさきに述べました一般会計等の決算審査と同様ですので省略いたします。5の審査結果であります。審査の対象といたしました令和3年度決算書及び附属書類の計数は関係帳簿及び証憑書類の計数と符号し、いずれも、正確であることを確認いたしました。決算状況につきましては第4ページ以降の資料を御覧いただきたいと思います。第1表のとおり、令和3年度の事業収益は3億9,831万円と前年度より382万円、0.8%増収しております。令和3年、3年度における水道料金の収納状況については、第2表のとおりであります。徴収率は98.6%となり、前年度に比べ0.2%上昇いたしました。収入未済額は、過年度分を含めまして、608万円と前年に比べ35万円ほど減少していますが、ここ数年連続で300万以上の未収額が発生していることから、さらなる徴収努力をお願いいたします。事業費用については第3表のとおりです。修繕費が令和2年度より減じ、減りまして、2,692万円減少しております。結果税抜後の純利益は5,766万円となっております。飛びまして11ページの経営分析比率表で明らかのように、固定資産構成比率が87.5%、固定負債、負債構成比率が32.5%と、事業の効率化硬直化が懸念される数値であります。また収益は黒字であります。有収率が74.6%と、約4分の1の漏水が考えられ、老朽施設の改修等が増えてくると考えられます。さらなる経営改善を進めていく必要があるものと考えております。さらに、老朽施設の改修が今後増えていくなど厳しい状況である現状について、広報紙等で周知しておくことも必要と考えます。続きまして、令和3年度下水道事業特別会計について御報告いたします。1の審査対象から4の審査要領につきましては、先に述べました一般会計の決算審査と同様ですので、省略いたします。5の審査結果であります。審査の対象といたしました、令和3年度決算書及び附属書類の計数は関係諸帳簿及び証憑類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認いたしました。決算の状況につきましては、4ページ以降の資料を御覧いただきたいと思います。令和、第1表のとおり、令和3年度の事業収益は6億2,855万円となっております。令和3年度における下水道の料金の収納状況については第2表のとおりであり、徴収率は96.6%となっており、前年度に比べ0.3%上昇いたしました。収入未済額は過年度を含めまして670万円と前年に比べ45万円ほど減少していますが、さらなる徴収努力をお願いいたします。また、下水道料金、下水道料金の把握漏れが度々発生しておりますので、今後この、このようなことが生じないように、管理

の徹底をお願いいたします。事業費用については第3表のとおりです。10ページの経営分析で明らかなように、固定資産構成比率が99%など、多くの分析項目が、事業の硬直化が懸念される数値であります。収益が黒字であります。今後ますます施設の老朽化、経年劣化等が考えられ、改修が今後増えていく厳しい状況にあり、さらなる経営改善を進めていく必要があると考えられます。ところで、消費税の申告での申告間違いが生じております。今後、このような間違いが生じないよう内部研修の充実を図るとか、専門家に任せるなど、何らかの方策をとる必要があると考えられます。次、令和3年度の決算に基づく健全化判断比率及び公営化資金企業資金不足比率等の審査意見についてであります。実質公債比率につきましては、年間の借金編成額あらかわすもので、資金繰りの程度をあらわす指標で、比率の低いほうが財政に余裕があり、健全性が高いと言われてます。令和3年度の実質公債比率は8.3%で、前年度と変わっておりません。将来負担比率についてであります。土地改良区など含めた将来の負担が見込まれる負債の割合をあらわすもので、借入金や将来支払っていく可能性のある、負担金等の現時点での残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります。本年も充当可能財源等が将来負担額を上回ったことにより、分子がマイナスになったため、数値、指標は数値化されておられません。最後に資金不足についてであります。公営企業に見る資金不足が生じていないため、指標は数値化されておられません。今後普通交付税が、どうなるかについては、不明でありますし、今後も、健全財政に向けた取組を行っていく必要があると思います。少し長くなりましたけど、以上で1年の決算審査に関する説明を、終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎副議長（森岡 勉君） これから決算審査意見書についての、代表監査委員への質疑を許可します。質疑ありませんか。質疑、ございませんか。12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、監査委員の方々には、大変、決算審査、お疲れでございました、お世話になりました。ただいま代表監査委員の方から、御報告をいただきました。まずは、1点だけ伺いたいたのがございますが、今回の決算審査の中でも今申し上げられましたが、消費税の問題、これについては今、報告をいただきました。このほかにも、3年度の補助金についての問題点が、ございます。今、常任委員会等で調査しております、205万近くの補助金返還の問題。あるいはまた、今回の補正にも出ております教育委員会の費弁の未払い、こういったことをが、なぜ発生するのかということ、監査委員としては、どのようにお考えがございでしょうか。まず地方自治法が、平成29年の6月に、改正されておまして、2020年の4月の1日に、内部統制の問題が交付されております。ちなみに、令和2年の3月2日にあさぎり町の監査委員の監査基準というのが、改正をされました。同時期であります。中の、第8条を見ますと、リスクの識別と対応というのがございます。そして、第9条には内部統制に依拠した監査等、がございます。私は、この内部統制の整備がしっかり出来ておれば、私は監査委員のお仕事というのも非常に私はスムーズに、ですね、いくんではないのかなと、いうふうにも思います。こういった監査基準がありはするものの、町においてはまだ、内部統制についての整備がなされておられませんし、またこれについては、先の一般質問では、しないというような答弁もあってございましたが、監査委員としては、このことについては、どのようにお考えでしょうか。二つお尋ねをしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 園田代表監査委員。

●代表監査委員（園田 孝幸君） まず内部統制ともう一つは、いろいろ今起きてる事象についてということの二つでよろしいですかね。まず今起きてる事情につきまして、まず先ほど申しました消費税につきましては、私税理士ですけど、非常に難しい事案で、これを素人と言ったら、おこがましいですけど、町の職員の方にさせていただくのは、大変難しいことであろうかと思っております。今までこれを無事済まされてこられたことに對して、逆に驚きって、敬意を表する次第ですけど。今回間違えられたのは、税務職員でも税理士の職員でも、たまに間違えるような、1番ややこしいいわゆる、地方自治体特有の、間違いなものですから、こういうのが、やっぱり起きてしまったのかということで、先ほど申しましたように、研修で、知識を高めていただくことと、これについては、少々お金はかかるかもしれませんが、ある程度専門家、税理士なり認会計士なり、に頼まれるほうが、リスク的には少ないですし、その分職員さんの事務量も減りますので、その分がほかにむかえるので、そっちのほうがいいんではないかなと思っております。各種補助金のことについてはちょっとまだ、詳しくは存じ上げておりませんが私どもが、例月監査等でいろいろ、補助金についても使い道等々は指摘しておりますし、いろいろ細かい数字の間違い等についても、例月監査等で指摘しております。その使い方云々については、今のところ、適切であったではなかろうかというような形で通してきておところが、現実でございます。で、それから、内部統制の話になるんですけど、今議員おっしゃったように、この内部統制作る、作らたら、もともと監査委員は要らないと、というような趣旨みたいですが。極論からいけば。ただしその分、監査委員のかわりに、なるいわゆるそこをチェックする人たちを外部から当然導入する必要がありますので、それに対する、費用は当然かかってくるものではなかろうかと、私個人的には思っております。まず私今、TKCというところに所属しておりまして、そこがちょうど内部統制っていうのを、考えておりましてそこでちょっと資料がありましたんで、ちょっと時間いただいて、説明申し上げますと、そもそも何で内部統制かということ、二つの大きな事件があったみたいです。平成12年9月の大和銀行の巨額損失事件を、めぐる株主代表訴訟。それと、平成16年の西武鉄道の有価証券報告書の虚偽記載、が、内部統制という形の言葉が使われる、理由になったみたいです。一方地方公共団体に見る、見ますと、大きな、当町ではありませんけど全国的に見ますと、不適切な資金取扱いとか、工事発注をめぐる不正、休暇の不正取得、飲酒運転による交通事故等の不祥事が相次いで表面化しているということで、地方行政に関しても、内部統制が必要ではないかということで、御存じかと思いますが平成31年3月、総務省が、内部統制の導入実施ガイドラインというのを作って、導入し、今おっしゃったように、私どもちょうど私どもが、あさぎり町の監査委員基準を作成したところであります。内部統制の目的は、四つありまして、業務の有効性効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守。資産の保全の四つで、これはいずれも、10代から取り組んできたものであります。一つ目の業務の有効性は、地方自治法2条14項定める地方公共団体はその事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない、に当たるものであり、また財務の信頼性としては、地方公会計制度で求められる財務4票。また、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく、4指標などがこれに該当すると言われております。三つ目の法令遵守は、法令等遵守等、義務規定、地方公務員法第32条や信用失墜行為の禁止、同33条が当てはまる。さらに資産の保全については、債務圧縮や財産確保数、取り組むための資産財務、債務管理がっていうことになっております。で、こうした目的を達成するために、

統制環境、リスク評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、いわゆる監視活動、ITへの対応を機能させていくものだという具合に言われております。こういうところも踏まえたところで、現実的には、今言ったような法律上での、まず、町のほうには規制がかかっておりますし、またいろんな事務マニュアルとか、等もありますので、それに私どもの日頃の例月、定期監査、そして決算審査で、こと足りるとは言いませんが、こうやって問題が起きてますんで、ある程度やっていけるものと思って、この監査基準をつくったところでもありますし、ほかの町村においても同様な状況であります。熊本県と熊本市が作ってるんですかね、どうもそれが作らなくちゃならないということで作ってるみたいですけど。ただ、おっしゃるとおり、内部統制をしっかりとっていくことは町民の皆さんのためになることでありますんで、これは、この9条に書いてあるとおり、情報を集め判断するものとするというふうな形となっておりますので、今後よその市町村の状況とか、政令市、都市の運用状況等を見極めて、改正していくものであるものではあるとは思ってますけど、現時点においては、今の状況で、どうにかやっていけるのではなからうかと判断しております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） よろしいですか。ほかに。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 監査、大変お世話になっております。2点についてお伺いしたいと思えます。一つは報告書にも述べられておりますように、滞納が高額な案件、いろんな問題がございますけど、とか徴収困難な案件があるということでございますけど、これに対しての不納欠損化しないための対策が十分であるかどうかに対する、監査委員さんの今の御意見を一つ伺いたいということと、もう1点は水道会計におきます、有収率が74.6%であって、非常に漏水が多いと。いうことは多分管路の老朽化等があるのではないかと考えてみますときに、管路の老朽化率等々がですね、当町と、近隣町村、また全国の水準と比べたときに、どの辺の位置にあるのか、またこれに対しての管路の更新に対する、促進に向ける、意見等がございましたらお聞かせ願いたいと思えます。

◎副議長（森岡 勉君） 代表監査委員。はい、園田代表監査委員。

●代表監査委員（園田 孝幸君） 高額滞納案件と納付困難な案件ですけども、これについては私が監査委員に就任した時点から、税務課から情報はいろいろ聞いておまして、それに対するアドバイスもしてきております。結果、多分、これだろうと思う高額案件については、好転しているのではないかと考えております。で、個々の内容については、どこがどうというのは言いにくいんですけども、結果として先ほど申しましたように、徴収率をアップしておりますし、現在においても、毎月の例月監査等で見ても、大きな滞納額が、入ってきておりますので、そこが納められてるのかどうか知りませんが、順調に税務課の努力によって、説得、等によって、の回収は進んでいるのかなとは思いますが。ただ、おっしゃるとおり、どの案件かちょっと具体的に分かりませんが、確かに不納付、取れないittyゅうところも出てきておりますけど、これは税務課に聞くとところによりますと、もう財産がないとか、いうところのやむを得ない事案と確認しております。もう一つは、何でしたっけ。水道、これについては、決算審査の段階で、上下水道課のほうにちょっと確認とって、よその状況はどうなんだっていうのも聞いているんですけど、他所より、良くもなければ悪くもないというのを確認しております。詳しい数字ちょっと今持ってませんが、もう必要なら、担当課が多分持つておられると思うんで、そんなに悪い状況ではないんですけど、確かに、私は4分の1を漏れ、て判断しましたが、漏れじゃ

ないか、というところで、言っております。ただ議員おっしゃるとおりに、私もその点については、憂慮しているところですので、事前に他所との状況比べてくれとか、ポンプの施設ごとのによって、あればその地区を言って、重点してやったらどうかというような提言はさしていただいているところであります。よろしいでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで代表監査委員の質疑を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） お諮りします。一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書の審議について、１２日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分、１３日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行い、総括質疑及び採決を１６日に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 異議なしと認めます。したがって、来週１２日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分、１３日は、税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行い、１６日に総括質疑及び採決を行うことに決定しました。なお、御手元に配付しました文書のとおり、各課の課長補佐及び説明員として出席しますので、報告しておきます。

◎副議長（森岡 勉君） お諮りします。明日１０日と明後日１１日は休日のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 異議なしと認めます。したがって、明１０日と明後日１１日は、休会とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。これで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後４時１２分 散 会